

令和2年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月17日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 7 議案第 1号 御宿町防災行政無線戸別受信機購入に係る物品売買契約の締結について
- 日程第 8 議案第 2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 9 議案第 3号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 13 号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 14 号 令和 2 年度御宿町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 21 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する
請願書

日程第 22 請願第 2 号 「国における 2021 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に
関する請願書

本日の会議に付した事件

日程第 22 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について

追加日程第 2 発議第 2 号 国における 2021 年度教育予算拡充に関する意見書提出につ
いて

出席議員（12 名）

1 番	岡 本 光 代 君	2 番	田 中 とよ子 君
3 番	市 東 和 之 君	4 番	土 井 茂 夫 君
5 番	立 野 暁 広 君	6 番	藤 井 利 一 君
7 番	貝 塚 嘉 軼 君	8 番	高 橋 金 幹 君
9 番	伊 藤 博 明 君	10 番	堀 川 賢 治 君
11 番	北 村 昭 彦 君	12 番	滝 口 一 浩 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	齊 藤 弥四郎 君
総 務 課 長	殿 岡 豊 君	企画財政課長	金 井 亜紀子 君
産業観光課長	渡 邊 和 弥 君	教 育 課 長	吉 野 信 次 君
建設環境課長	渡 辺 晴 久 君	税務住民課長	齋 藤 浩 君
保健福祉課長	田 邊 義 博 君	会 計 室 長	大 竹 伸 弘 君

事務局職員出席者

事務局長 埤田禎久君 主任主事 鶴岡弓子君

◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前 9時30分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。12番、滝口一浩君、1番、岡本光代君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りとしたいと思います。

本日は、議長からの諸般の報告、石田町長から今定例会へ提出された議案の提案理由の説明と諸般の報告を受けた後、2名の一般質問を行い、報告第1号、第2号、議案第1号から議案第14号及び請願第1号、第2号を順次上程の上、質疑の後、採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りとし、お手元に配付した議事日程のとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告について

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から、今定例会に提出される議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義土君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日、ここに令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、繰越明許費等報告2件、議決事件に係る案件1件、一部事務組合の規約改正に関する協議1件、条例改正等11件、補正予算案1件、計14議案についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要についてご説明を申し上げます。

報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書については、令和元年度御宿町一般会計における繰越明許費について、別添、繰越明許費繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書については、令和元年度御宿町一般会計における事故繰越しについて、別添、事故繰越し繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

議案第1号 御宿町防災行政無線戸別受信機購入に係る物品売買契約の締結については、御宿町防災行政無線戸別受信機購入に係る物品売買契約につきまして、議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、令和2年1月31日開催の令和2年第1回管理者副管理者会議において、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設中止が決定され、同年2月14日開催の組合議会説明会においても承認されましたことから、本組合同規約中、共同処理する事務に規定する「一般廃棄物処理施設（し尿処理に係るものを除く。）の建設及び管理に関すること。」を削除し、別表、経費区分欄の号番号等を変更しようとするものでございます。

議案第3号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に伴い、住民の皆様には大変なご苦勞とご不便が強いられてきたところでございますが、町の特別職においては、住民に寄り添った形で痛みを共有すべきと考えことから、給料の3割を3か月間減額するものであり、新たに条例を制定するものではありません。

提案に際しましては、町議員報酬及び特別職給料審議会の審議により、異論のない旨、答申をいただいていることを申し添えます。

議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に伴い、町においても、新型コロナウイルス感染症の感染または感染の疑いがある方に対して職員が対応することも想定されることから、特殊勤務手当を創設するため、一般職の職員の給与等に関する条例の改正を行うものでございます。

議案第5号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、先般の臨時会において専決処分の承認をいただきました御宿町税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第14号）において、改正が不十分であり、適正に条例運用ができるよう再度改正して、ご承認をお願いするものでございます。

今回、この事態を真摯に受け止め、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいりますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。

議案第6号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税において、所得控除についてひとり親控除を追加

する等の所要の措置。法人町民税においては、法人税法において連結納税の廃止に伴う規定の整理、たばこ税においては、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数の換算方法の見直し、そのほか、新型コロナウイルス感染症等に係る諸規定の整備などについて、所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、通知カードの廃止期日が情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により公布されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を行うものでございます。

議案第9号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正により、対象者が拡充されたことを受け、本条例においてこれまで身体障害者及び知的障害者を対象としていたところ、新たに精神障害者を対象とする改正を行うものでございます。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、施設等に入所した場合における住所地の特例の取扱いを本制度にも適用するほか、条文の記載について所要の整備を行うものでございます。

議案第10号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染した被保険者等に対し傷病手当金の支給に対する国保条例の一部を改正するものでございます。

なお、本条例案につきましては、去る6月2日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第11号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し、関係法令において、低未利用土地等の譲渡に係る特別控除が創設されたことによる改正を行うほか、新型コロナウイルス感染症等に係る減免等に

対応するため、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

なお、本条例案につきましては、去る6月2日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

議案第12号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和元年10月から実施している第一段階から第三段階までの軽減措置が、令和2年度から通年で実施されることに伴い、保険料率を改正するものでございます。

議案第13号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、民法における保証人制度の見直しに伴い、国の示す標準条例の改正があったことを踏まえ、これまで入居時に提出に必要としていた連帯保証人を緊急連絡人に改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号 令和2年度御宿町一般会計補正予算（案）（第4号）についてですが、今回お願いいたします補正予算案は、歳入歳出ともに2,388万5,000円を追加し、補正後の予算総額を45億8,716万1,000円とするものでございます。

本補正予算の内容につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、有事の際における特殊勤務手当並びに中小企業者等の事業継続や再開支援のための支援金の給付、さらには小中学校における家庭学習及び学校再開後の学習支援体制の整備のほか、特別職給与の減額等について予算措置をお願いするものでございます。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告をいたしますが、初めに新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経緯についてを申し上げます。

令和2年2月25日に千葉県において当感染症対策の基本方針が決定され、このことを受けまして翌日2月26日に御宿町新型コロナウイルス対策本部を設置いたしました。

翌2月27日、安倍首相の小中学校の臨時休校措置に係る行政発表があり、3月3日より臨時休校に入りました。

その後、4月6日に町民の皆様にご感染拡大防止に対する町の方針を示し、全世帯に配布し協力要請をいたしました。

翌日4月7日に国において緊急事態宣言が発動され、このことを受けまして4月8日に新型コロナウイルス感染拡大防止のためとして、町民の皆様にご生活の維持に必要な場合を除き、み

だりに外出などしないようお願いし、密閉・密集・密接など3つの密を避けることなど、重ねて基本方針を示しお願い申し上げます。

その後、5月25日に国において緊急事態宣言が解除され、5月28日に緊急事態宣言解除後における町の運営方針等についてを発表し、町民の皆様へ周知をさせていただいたところでございます。

また、6月10日付において、町民の皆様への命を守ることを第一に考え、御宿海水浴場の開設中止について決定させていただきました。

以上でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴い、様々な会議や行事が中止となり、その中でも3密に配慮しながら執り行われたものにつきまして、ご報告をいたします。

3月につきましては、16日に国保国吉病院組合議会定例会に出席いたしました。

19日に例月出納検査、26日にいすみ鉄道取締役会に出席いたしました。

4月1日には辞令交付を行い、4日に消防団分団長以上会議総会に出席いたしました。

22日には例月出納検査のほか、いすみ健康福祉センターにおいて開催されました夷隅地域健康危機管理推進会議に出席し、24日には町内各関係団体との新型コロナウイルス経済対策懇談会を行い、また区長会議に出席いたしました。

5月に入りまして、20日に例月出納検査に出席し、21日には第2回臨時会を招集させていただきました。

以上で諸般のご報告を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問については3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 堀川賢治君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、10番、堀川賢治君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 堀川賢治君 登壇）

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。よろしく申し上げます。

議長より一般質問の機会をいただきましたので、これから質問させていただきます。

今日は、総務課長とそれから石田町長に質問をさせていただきたいと思います。

今日の質問につきましては、通告はしてありますが、目下コロナ感染中と言うのか、真ただ中にあります。その中で、新聞、テレビ等でも流れておりますが、自然災害が近づいているという報道もされております。まさしく台風シーズンが近づいております。コロナ禍中にありながら、自然災害とどう対策をしていくのかについて、質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナにつきましては、緊急事態宣言が解除はされました。新聞、テレビ等によるマスコミ報道によりますと、解除はされたがワクチンができるまでは終息はしないのではないかと。安倍首相は1年以内に何とかワクチンを使えるようにしたいと、テレビや新聞等では言っておりますが、専門家の先生方は早くて1年、長ければ2年ぐらいはかかるだろうと。そういう状況の中に今我々はいる。その中で自然災害が近づいているということをまず念頭に置いておきたいと思います。

そういう中で、コロナ禍中にありながら、5月8日、新聞によりますと、内閣府が自然災害のシーズンが近づいたと、コロナ禍災害避難対策を国民に呼びかけるということで、マスコミを通じて報道されました。その一部を項目だけ引用しておきますが、コロナ禍でも災害避難とか、あるいは避難時でも感染対策徹底をととか、あるいは、これは千葉日報ですが、コロナ対応避難所手引、3つほど出してありますが、中身は読みませんけれども、こういうことで、私は朝日新聞と千葉日報しか見ておりませんが、マスコミを通じて自然災害が近づいている。特に今申し上げましたのは、自然災害の中の台風と洪水、豪雨、これについて呼びかけているようでございますが、もう一つあります。

これは、皆さん方もテレビあるいは新聞等でご存知のとおりですね。最近、全国的にも、あるいは関東地区、茨城、福島あるいは千葉県も北東、北西、昨日館山でも地震がありました。全国的に頻発をしている。これは今までほとんどがマグニチュード4程度の地震が群発しております。これは皆さんご存知のとおりだと思いますが、我々住民といいますか、国民といいますか、コロナ対策で今3密を避け、自粛に取り組み、また社会活動、経済活動のダメージを受けている真ただ中ですね。

その中で、今、先ほどの自然災害の台風シーズンが来た。もう一つは、地震もマグニチュード4程度ですけれども、非常に頻発しているというような状況下にあります。

そこで、もう一度、台風と洪水につきましては、皆様方ももう経験済みですから、問題は地震が発生したらどうなるか。これにつきまして、2018年、私はここで多分一度これについては述べさせていただいていると思うんですが、2018年に国・県というか、国とあるいは専門家の先生方がマスコミを通じて、全国的に地震発生確率が高くなっていると、特に首都直下、房総半島の発生確率が高くなったということを報道されておりました。

もう一つ、緊急警告、千葉沖で巨大地震が目前に迫っていると。これはどういうことかと言いますと、これは政府あるいは気象庁、専門家の先生方が一緒に言っているわけですが、前兆現象がある、これはすなわちスロースリップということで、千葉沖、房総半島沖にスロースリップが頻発というか、ちょこちょこ出ているということで、これを踏まえて首都直下、マグニチュード7程度の地震が、関東地区に30年以内に70%の確率で発生するのではないかという報道がされている。これ2018年の記録です。

その大地震について、もう一つ触れておきますが、これも2018年の記録です。1995年阪神・淡路大震災がありました。これは火災が非常に強かったのですが、その9年後、2004年に中越地震、それから7年後、2011年、これは皆さん方の記憶に新しい3・11ですね、東日本大地震がありました。これは大津波、原発までやられておりますけれども、それからまた5年後に、2016年、熊本大地震、あの強固な熊本城がやられております。その後2年後に、2018年、北海道にありました。

こういうことで、2年置きに大地震が、2018年までは発生をしております。19年は余り大きなはありませんでしたが、首都直下あるいは千葉県沖といいますか、房総半島沖に地震が発生しないということは言えない。確率的には非常に危なくなっている。

こういう自然災害が2つありますね。一つは台風と豪雨、もう一つは地震。これを今、我々はこのコロナ真ただ中と言いますか、コロナを避けるためには3密を避けましょうということで、我々今までやってきているわけですけれども、そこにこういう地震というか自然災害が発生した場合、どう対応していくのかということを考えておかなきゃならないのではないかということで、自然災害とコロナは3密で全く正反対の対策を必要とされているということで、コロナ禍中における自然災害対策について、総務課長に3点ほど質問をします。これは一括で結構です。

1つは、防災訓練、避難訓練、これは今できません。現在、今まであるマニュアルでは対応

できない。

2つ目は、避難所の問題、3密を避けるための避難所対策を考えなきゃいけない。

3つ目は、こういう3密を、あるいは今までの災害対策のマニュアルの……

○議長（土井茂夫君） 堀川議員。ちょっとご注意申し上げます。

質問形式は一問一答になっていますので、ぜひともこれを遵守願いたいと思います。

○10番（堀川賢治君） これは中身は一緒です。中身は一緒ですからご心配なく。総務課長には通告してあります。よろしいですか。

（「オーケーです」と呼ぶ者あり）

○10番（堀川賢治君） 別々でもいいんですけども、結果的には一緒ですから、まとめて、一括でお答えいただいて結構です。

今までのマニュアルでは恐らく対応できないだろう。3密を中心にして、表と裏になりますから。

3番目は、どんなマニュアルで、どんな組織で、住民一人一人に伝え、理解、納得していただくのかということがポイントであると思うのです。ただ、まだ現時点では、恐らく新しいマニュアルはできていないだろうと思うのですが、今後についてどのように考えておられるのか。

この3点をまとめて、一括で結構ですから、お答えいただければなというふうに質問をさせていただきたい。よろしくをお願いします。すみません。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、今3点、まずご確認をさせていただきますが、1点目の防災訓練の今後の取組や方法をどのようにするのかということと、避難所の運営の工夫や注意点、それから3点目については、そのマニュアルをどのような形で作成し、どのように伝えていくかという、3点でよろしいでしょうか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○総務課長（殿岡 豊君） まず、防災訓練でございますが、堀川議員さんご指摘のように、今現在は全て消防団活動のほうも3密を避けるというような形で、全ての訓練が一旦中止と、しばらくの間中止というような形になっております。

今後、消防団本部、団長はじめ副団長、本部長の方等々、今後少しずつ消防団活動についての再開をするため、近々消防主任のほうで協議の場を設けて、具体的な訓練の再開等について調整をしていくわけですが、今現在につきましては、防災訓練等を含めまして、あらゆるそういう消防団活動の訓練が停止しているような状況でございます。

しかしながら、堀川議員さんただいまご指摘のとおり、災害につきましては、地震等については突発的に発生するもので、いつ起こってもおかしくないような状況になっております。台風等につきましては、今、天気予報とかで、いつ頃になると大雨、風等が非常に危険な警戒を要する状況ですということで、あらかじめアナウンスがありますので、ある程度の対応は可能だと思うのですけれども、突発性の地震、津波等の災害については、非常に今現在訓練ができていなく、不安な状況もございます。

今後の防災訓練につきましては、今回コロナウイルス感染症のような形で、これまでとは違った条件、また新しい留意点等も盛り込んだ形での防災訓練が必要になってくると考えております。

現在、堀川議員さんもお話ございましたが、政府のほうでは、避難所運営の在り方、それから防災訓練等の行い方、また住民への周知方法ということで、ガイドラインのほうも示されております。

その中で、今現在まだ全てが確定して成果品としては仕上がってはおりませんが、総務課の防災担当のほうでグループとして協議調整をして、災害時における避難所での感染対策についてということで、一つのペーパーにまとめて、今後、新しい項目を盛り込んだ形で、住民の方へ速やかに周知をしてまいりたいと考えております。

素案につきましては、今現在もう既に内部的には調整済みで、具体的な内容といたしましては、災害に備えて、これまでの非常時の持ち出し品の中に、例えばアルコール消毒液やウェットティッシュ等を加えておいてくださいというような内容も付記させていただいております。

また、例えば台風災害のように、あらかじめ予見される災害等については、密を避けるために、可能な場合には親戚や友人宅への避難の検討についても積極的に行っていただきたいというような旨も盛り込んでございます。

また、避難所運営につきましては、密を避けるために、1人当たり2メートル四方の空間を設ける、いわゆる4平方メートル当たりが、1人当たりの空間なんですけれども、ガイドラインで示されておりますが、ただ、それを升状に避難所で設定をしてしまいますと、人の往来ができなくなってしまいますので、通路を確保しますと、おおむね1区画当たり3メートル四方のいわゆる9平方メートルの面積が必要になるだろうということで想定をしております。

こちらの避難所運営につきましても、今現在素案でございますが、災害時における避難所運営の手引というようなものを、素案としては今現在、政府のガイドラインに従いまして内部的には調整をしております、今後については、このマニュアルが確定次第、町の役場会議室等で、ま

ずは避難所運営職員が対応に当たりますので、職員の避難所運営の訓練等から始めてまいりたいと考えております。

これまで、具体的に避難所の状況で申し上げますと、例えば御宿中学校体育館、旧岩和田小学校体育館、布施小学校体育館等が避難所として指定をされておりますが、ちなみに9平方メートル当たりの区画をした場合の収容人数等について、あらかじめ試算をさせていただきました。

10月の台風19号の際に、避難をした方の総数は309名の方が避難所に避難をいただいております。

内訳で申し上げますと、御宿中学校体育館には242名、旧岩和田小学校体育館には41名、布施小学校の体育館に26名の計309名が避難をさせていただいておりますが、仮にこれを9平方メートルで割り返したときには、御宿中学校体育館には、おおむね130人の方が避難できるスペースだというふうに試算をしております。そうしますと、実績ベースで見ますと242名、前回避難をしておりますので、100名程度、御宿中学校としてはスペースとしてあふれ出てしまうような状況がうかがえます。

逆に、旧岩和田小学校体育館ですと、9平方メートルで割り返しますと53名入れるんじゃないかと想定ですので、前回の実績の41名に比べますと、おおむね同数は旧岩和田小学校で対応が可能ということになります。

布施小学校体育館につきましては、9平方メートルで割り返しますと、66名程度が避難できるという確保になっております。

全体で申し上げますと、そういう中では、まだまだこういうコロナウイルスのような感染症が蔓延している段階においては、密を避けた避難所の十分な確保という点においては、こちらの学校関係体育館ではまだまだ不十分であるという認識でございます。

政府のほうからも、可能な限り多くの避難所を開設して、密を避けるようにというようなガイドラインも出ております。そこで、やはり避難される方の健康状態のチェック等をしっかりと行い、発熱症状のある方等については別の避難所に移っていただくなど、十分な対策を取る必要があると考えております。

そこで、指定外ではございますが、B & G 体育館等を避難所と想定した場合には、9平方メートル当たりでエリアを想定しますと、約80名が収容できる試算になっております。B & G 体育館を含めると、これらの体育館で従来までの実績ベースではおおむねカバーできるスペースがあるのではないかと考えております。

また、密を避けるための方法として、例えば段ボール等で避難所を区分けするというようなガイドラインも示されておりますが、どうしても段ボールのようなキットですと、1回使ってしまうとそれで終わりになってしまいますので、今現在では簡易テント、よく海岸やキャンプ場とかで見かけるテント、1家族や1人、2人単位のテントでつくるようなものですが、そういう簡易テントのようなものの代替で避難所を区分けすることもガイドライン案の中の一つとして示されております。

現在、町では、マスクやゴム手袋、消毒液のほか、そういうガイドラインが示されたことを受け、いわゆる簡易テントの購入ということで、備蓄のほうにも手続を今現在進めているところでございます。

議員、ご質問のとおり、こういう防災訓練、避難所対策、またどのようなマニュアルということで、全て関連がございますので、包括してお答えをさせていただいておりますが、今現在おおむねの素案について調整が整いましたので、今後については、消防団を通じて、今後の避難所運営や訓練の在り方、また自主防災組織等にも通じた中で各行政区を通じ、自主防災組織の協力をいただきながら、災害時における避難と避難所での感染症対策ということで、町民お一人お一人の心がけと協力をいただく内容については、広報や折を見てホームページ、また必要に応じて防災無線等を活用しながら、避難時の注意等については繰り返し行っていきたいと考えております。

避難所運営、職員のほうもそうですが、こういうコロナウイルス感染症のような、いわゆる感染症対策を含めた避難所運営につきましては、まだまだ職員を含め、また中心となって協力をいただくような地域の消防団を含め不慣れなところがございます。繰り返しこうしたマニュアルをベースにししながら、消防団、また地域の行政区、自主防災会等とも十分な連携を図りながら、一旦できたマニュアルをマニュアルに従って訓練をやり、またそこでの反省点が見つかりましたら、マニュアルの変更を行うなり、何度か重ねながら、万全な対応に近づけるよう努めてまいりたいと考えております。

○10番（堀川賢治君） ありがとうございます。細かく説明をいただきました。

有事対策ですから、ぜひ手引というのか、あるいはマニュアルというのか、そういうものを早く作っていただいて、広報あるいは自治会の、先ほど課長からもお話がありましたけれども、自主防災、それから民生委員の方、社会福祉協議会の方とか、弱者の方、体の悪い方もいらっしゃると思いますので、そういうところに早めに徹底していただきたいと思います。

平時にはできることが、有事にはなかなかできない、あるいはパニック状態が起こるという

ようなこともありますので、我々が経験のない、コロナ禍中における自然災害対策ですから、ぜひ今課長から話があったとおり、マニュアル、手引を作って一人一人の住民の方々に徹底できるように、納得できるような方法でお伝えいただければとお願いしておきたいと思います。

続きまして、石田町長にお伺いします。

今、総務課長からいろいろ話がありました。町民は、コロナ緊急事態宣言から解除まで、あるいはその後も3密を避けながら社会活動、経済活動を自粛して、恐らく精神的にも経済的にも大きなダメージを受けている真ただ中でございます。そこに、自然災害のシーズンがやってきたということですが、総務課長からいろいろ細かな説明がありましたけれども、自然災害対策は、コロナ3密とは正反対の対策を打たなければならない。住民を守るために、御宿町のリーダーとして、どのような対応を考えておられるのか、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 堀川議員さんにおかれましては、防災対策また災害対策ということでご質問をいただきまして、今、殿岡課長から詳細な説明がございました。災害発生時の消防団あるいは自主防災組織との緊密な連携対応、あるいは災害発生時の避難所の運営をどうすることについて、詳細な説明をさせていただいたわけではありますが、避難所運営につきまして、1点だけ申し上げますと、様々な公共施設の活用を念頭に置いていきますが、3密をどう避けるかということにつきましては、かねてから各団体といたしますか、民間施設との協議を済ませてきている面がございます。

公共施設や民間施設の増設を考慮しまして対応を図っていききたい。新たな避難所の確保をしていききたい。民間施設につきましては、災害発生時にどのような利活用をさせていただくのかということを経つかの施設と協議を済ませておりますので、このようなことも充分に対応していききたいと考えております。

いずれにしても、私は防災対策を第一として、2011年の東日本大震災のあの津波に襲われる海岸に面した町の光景を見たときに、やはり私は防災対策を第一としなければならないということで、以来、町政を担わせていただいておりますので、今後ともしっかりと防災対策を行っていききたいと思います。

○10番（堀川賢治君） 有事のときはなかなか難しいですけれども、ぜひ町民がスムーズに避難できるような体制を整えていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後に、もう一つ、町長にお伺いしたいと思うのですが、新聞報道で、12月町長選について、

選管から12月13日と発表がありました。コロナ真っ最中でございますけれども、この厳しい政治、行政、経済、町民生活の現状ですが、現職町長として、町民のため、町のため、現状打開に取り組み、コロナ後の新しい町づくりに取り組むがご決意はあるかどうか。はっきり言いまして、ご出馬の決断をされているのかどうかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 防災対策をはじめ、様々な課題が山積する中、今後どのように対応していくのかというご質問と承りました。

ご指摘いただきましたように、先般、私は12月に任期を満了するというので、今後の選挙の期日等が発表されましたが、正直申し上げまして、現在私の心境は、道半ばという心境を申し上げさせていだきたいと思います。これまで長年にわたりましてお支えいただきました町民の皆様をはじめとしまして、議員の皆様方に心より深く感謝を申し上げますとともに、多くの課題に引き続き全力投球をして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

現存する課題について少し触れさせていただきますが、第4次御宿町総合計画が平成25年度から令和4年度までの10か年計画として進んでおります。そして、現在に至っておりますが、後期基本計画が平成30年度に始まりまして、今年度で3年目を迎えます。仕上げの時期を迎えているわけでありまして。

また、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度よりスタートしております。第2期総合戦略におきましては、第1期において、基本目標といたしました5つの柱がございます。

1つとして、地域産業の創生と雇用の拡大、2として、移住促進と交流人口の増加、3として、安心して子育てできるまちづくり、4として、高齢者が安心して住み続けられる環境づくり、5として、好循環を支えるまちづくりであります。第2期は、これらの5つの柱を大枠で踏襲いたしまして、内容について充実を図り、ひとつひとつ実践実行し、結果を出し町民の幸せを実現していきたいと考えております。

総合計画後期基本計画アクションプランにおきましては、重点事業として、第一に地方創生を挙げ、生涯活躍のまち事業、また御宿駅バリアフリー化の推進について挙げております。また、住民の暮らし、安心と公共施設等の適正管理として、御宿小中学校の施設整備事業、岩和田団地解体などを挙げております。さらには、地域産業の振興といたしまして、中央海岸公衆トイレの整備や砂丘橋の大規模修繕事業などを挙げ、地域と住民のちから推進事業におきましては、財産を生かす力として空き家、空き地の有効活用による移住・定住促進事業を挙げておりますので、人口減少の時代を迎える中、これらを最も重要な政策に位置づけてまいりたいと

考えております。

御宿版C C R C事業の推進につきましては、高齢者の皆さんが多世代交流をしながら活躍し、安心して生き生きと暮らすことのできる町づくり、医療福祉施策の充実を挙げています。これら全てのアクションプランにおける重点施策は、全て総合戦略の5つの柱に連動しております。

これらの施策をはじめ、私が公約として挙げました全町公園化の設置をはじめ、多くの課題がありますが、1つ1つ着実に実施して全力を注いでまいりたいと考えております。

今後とも、町民の幸せを願い、町民の皆様、議会の皆様のご支援をいただきながら、「笑顔と夢が膨らむまち」を目指して、全身全霊を注ぎ取り組んでまいりたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○10番（堀川賢治君） ご出馬のご決意とお伺いして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、10番、堀川賢治君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午前10時25分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午前10時38分）

◇ 田 中 とよ子 君

○議長（土井茂夫君） 2番、田中とよ子君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 田中とよ子君 登壇）

○2番（田中とよ子君） 2番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の緊急事態宣言措置によって、御宿町におきましても、経済、教育、住民の生活等に甚大な影響が出ております。幸いにも、御宿町には感染者が出ていないことには安堵するところではありますが、宣言措置解除を受けても、まだまだ予断のできない状況にあります。

執行部の皆さんには、今後も感染予防のための取組や、2か月以上にわたる授業や教育に対するblank等の対応に追われて、厳しい試練が続くと思います。今後ともよろしく行政運営をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、学校教育の学習支援等についてご質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴います緊急事態宣言発令から、小中学校は2か月以上にわたり休校になりました。そして、児童生徒をはじめ、教育関係者には、今まで経験したことのない、そのような大きな影響が出ております。

この期間、卒業、入学の時期を経ましたが、その間における学校の教職員や教育関係者は、対策に追われ、ご苦勞が大きかったこととお察しいたします。また、その対応をしていただいたことに感謝するところであります。

学校も再開し、徐々に日常の学習環境に戻りつつあるとは思いますが、この2か月間における子どもたちの学習機会の減少に対し、町としてどのような対策をしてきたのかをお伺いいたします。教育課長からお願いできますか。

○議長（土井茂夫君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 議員の皆様にも、新型コロナウイルス感染症対策による学校の長期臨時休業措置で、児童生徒の心や体、学業の遅れへの心配など、多くの影響について大変ご心配をおかけしているところでございます。

初めに、臨時休業期間中の対応といたしましては、先生方の対応により、3月には急遽準備した課題が配布されました。本年度に入り、授業が1日も行われないうまま臨時休業に再度突入し、4月、5月と授業が行われていない中、課題につきましても創意工夫したものが配布され、充分とは言えませんが、児童生徒の学力、体力低下をしないように学習面や縄跳びなどの運動面の課題が出されたところでございます。

臨時休業中の取組といたしましては、御宿小学校では、入学してから1日も登校できなかった新入生向けに、学校内や先生方、校歌などを先生方自身が紹介したDVDを作成し配布しました。布施小学校では、先生方が手洗いの方法や規則正しい生活リズムの実演動画を学校のホームページで配信いたしました。中学校では、1日の過ごし方、運動の仕方などを先生方がドラマ仕立てで実演したDVDを作成し配布するなど、各学校で様々な取組をしてきたところでございます。

国・県では、教科ごとのデジタル教材の作成、実際の授業を実演した動画の作成などの配信が行われ、その都度、児童生徒には学校を通じて紹介してきたところでございます。

以上です。

○2番（田中とよ子君） いろいろ創意工夫していただいたということで、大変ご苦勞が大き

かったのではないかと思います。ありがたいことだというふうに感謝いたします。

先日の全員協議会におきまして、学習における御宿町単独の教育に係る人的支援、そういったことは考えられないかということをご質問させていただきました。その際、課長から、全国的に、人的配置については、人材不足もあり困難ですというような答弁をいただいたところであります。

その後、5月28日付の新聞によりますと、政府方針として、感染リスクの高い地域の小中学校を対象に、約3,100人の教員を加配するとの報道がありました。全国で3,100人ですから、確かに御宿町に配属される、配置されるというのは難しいことだろうと感じております。

今後、国や県からの指導を受けての対策等は教委としても取られていくんだろうとは思いますが、この過ぎた2か月間を取り戻すための授業の詰め込みなどは、子どもたちにとってはなかなか負担も大きいことだと思われまます。

単に人的支援とはいっても、学習支援には専門的な資格等が必要になってくると思います。この際、町内にお住まいの退職された教員等の協力を得て、御宿町独自の学習支援や学力低下の対策等を行う考えはないでしょうか。特に、高校受験等を目指す生徒の対策等は早期に支援することだとは思っておりますが、いかがでしょうか。

町の主要産業等への経済的支援対策も大変重要な政策であることは充分承知をしております。教育支援も早急に対応しなければならないことではないでしょうか。

学習の機会が奪われた2か月間は、子どもたちにとりましては非常に重要なことであり、2か月間の取戻しはなかなかできないことだと思います。これからまだまだ新型コロナウイルス感染については、第2波、第3波の懸念もされております。この教育問題につきまして、町として先手を打って対応を考えるべきではないかというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 学校運営といたしまして、6月1日から学校が再開され、児童生徒が順調に学校生活を始めておりますことをまずご報告いたします。

議員ご心配の詰め込みについてでございますが、2か月間の臨時休業と感染症の第2波の発生も考慮しながらの授業の進め方となっているため、6月15日の県民の日を授業時間に充て、夏休み期間につきましても、8月8日土曜日から8月23日日曜日までの2週間と短縮いたしまして、19日間の授業日数の確保をいたしたところでございます。

どうしてもこのような緊急事態ですので、水泳授業の中止や運動会を陸上の記録会としての

実施をするなど、行事の準備に割かれている時間を授業に充てるため、多くの学校行事が既に中止となっております。できるだけ子どもたちから見た優先度、重要度を重視した学校行事の実施について、各学校長に対しお願いをしております。

今年度の成績評価につきましても、1学期が短縮されたため、学期は3学期制のままですが、評価につきましては、中学校で既に実施しておりました前期、後期の2期制で、小学校も同様成績表を作成することといたしております。

今後の対策についてですが、1つ目は、本定例会で補正予算に計上しております、家庭学習、学校再開後の学習支援ソフトの導入でございます。学校1校に対し1ライセンスが付与され、児童生徒に対し1個ずつのパスワードを与えることとなります。学習支援ソフトにインターネット接続し、学校のID、児童生徒個人のパスワードを入力すれば、いつでも24時間アクセスでき、5教科だけでなく実技についての学習教材も活用できるものです。

また、この費用につきましては、本年度、国・県がコロナ対策として負担する事業ということで、今年度取り組むものでございます。

2つ目につきましては、例年、地方創生推進交付金を活用し、小中学生を対象に民間の予備校により行ってまいりました補習授業につきまして、本年度については受験対策として中学3年生を対象に、英語、数学、理科の教科を補習授業とすることにいたしました。

参加者を現在募集しておりますが、7月から25回、来年の2月まで土曜日の午前2時間、午後2時間、役場保健センターで3つの部屋に分けて、レベルに合った形で授業をしていただくような形になっております。教材費としまして、実費の6,000円は徴収する予定でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、学校再開後も続くと思われまます。人材確保、環境整備について、学校とも連携しながら、早め早めの対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

やはり期間を短縮したり、いろいろな形を取られるということで、子どもたちには大きな負担が強られるのではないかと思います。今、昨年までやってきたんですかね、予備校の補習授業ということですが、ぜひこれを強化してやってほしいということを希望いたします。

そこで、町長にお伺いしたいんですが、教育問題は先手を打って対策を考えるべきではないかということをお願いしましたが、財政的には非常に厳しい状況であると思っております。地方創生交付金の追加も見込まれるようなんですが、子どもたちは次の御宿町を担っていく大事な人

材であります。そういった子どもたちの教育のために、ぜひともその交付金等の対応をしていただけたらありがたいと思うんですが、町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

1点だけ、新聞報道で、既に教職員バンク制度を立ち上げて、緊急対応をするという報道もされています。ほかでやっているから同じようなことをやるということではありませんが、御宿独自のものを町として予算を使ってやるということができたら大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のように、教育問題は非常に重要な問題であると認識しております。このたび、コロナウイルスに関係しまして国から多くの交付金が出されておりますが、その交付金の活用について、広く教育関係者、先生方とかご関係の方々のご意見をいただいたり、協議したりしながら教育対策に適用していきたいと考えております。

○2番（田中とよ子君） お願いします。

次に、行政の情報発信と通信環境整備についてですね、このことについて質問いたします。

新型コロナウイルスへの国・県の対応等につきましては、もう2か月間連日テレビや新聞等で報道され、随時その情報は得られました。国や県の情報については得ることができましたが、御宿町の状況や対策については分からないというふうに不安を訴える住民がおります。

情報の発信は、その情報を知りたい人がどのような方法でそれを入手しているのかが重要であると思います。町の実情に合わせた情報の発信について、町の考えを伺いたいと思います。

町からの情報は、お知らせ版、広報紙、そういった紙媒体、また緊急の場合には防災行政無線等で伝達されてはおりますが、それ以外に伝達されていないことがよくホームページに載っていますよ、ホームページに載せてありますよということがあります。

インターネットを用いたホームページからの情報収集は、高齢者、特に高齢者のみの世帯の方にとっては非常にハードルが高いと感じております。高齢化率が県内1位の御宿町です。パソコンやスマートフォンを用いて情報を得ている方がどの程度いるのか。また、逆にお知らせ版等の紙媒体のみで情報を得ている人がどの程度いるのか。町はある程度の情報についてのこの情報収集の方法について、住民の状況を把握しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（土井茂夫君） 金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、初めに、パソコンやスマートフォンを用いて情報を収集している方、また、お知らせ版等の紙媒体でのみ情報を得ている方がどの程度いるのか、把握しているかとのご質問でございますが、御宿町におきましては、過去にアンケート調

査などを実施したことがございませんので、現在御宿町の状況について把握ができておりません。

総務省が毎年実施をしております通信利用動向調査の令和元年度の結果を見ますと、インターネットを利用している人は89.9%で、約9割の方がスマートフォンやパソコンを利用しているとの結果が出ております。特に、60歳以上の年齢層でインターネットの利用率が伸びているとの結果も出てございますので、当町におきましても、詳細な割合は分かりませんが、少しずつですがスマートフォン等のデジタル媒体の利用者は増加傾向にあるのではないかと考えてはおります。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

全国的にはスマートフォン等で情報を得ている方が89.9%ということですが、単独で情報を得るといことがどれほどなのかということは、非常に不安なところがあります。

確かに、県の情報とか、国の情報とかは緊急時のニュースとして上がってきますけれども、御宿町独自の情報というのはなかなか出てこないのではないかなというふうに思っているところなんです。そういった中で、聞いてもホームページに載っていますよとかという回答をもらったときに、住民の中には、さっぱり分からない、いやこれでという方がかなり多くいらっしゃいます。大事な情報であっても、あっ、そうなんだ、知らなきゃ知らないで済んじゃうだろうという方もいることは確かです。

だから、そういった方々に、町政の状況を、町が何をやっているのかという情報を逃してしまふ、町の行政に対して関心が薄れてしまうというようなことがないような対策を考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。

その中で、今回のコロナ禍の中で、よその自治体で行っている情報が御宿の情報と間違えて捉えていたり、そういった方々が結構あったんですね。そういった問合せをいただいたりしました。よそでもないんです、御宿町はこういうのをやっているんですねと。よくよく聞くと、隣の市や町でやっていること、そういったことを自分の町の情報だというふうに誤解している方もいました。

先日、町から新型コロナウイルス感染蔓延防止対策の協力金支給の情報につきましても、知らないという人が結構おります。この中で、情報は該当者だけ知っていればいいのではなくて、町がどのような対策を講じているのかは、当然全住民に知らせるべきであります。住民が町政に対し関心が薄れていくことがないような対策をどのように考えていくのかをお伺いいたします。

○議長（土井茂夫君） 金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 行政からの情報発信は、町民の皆さんに分かりやすく正確に提供することが重要でございますので、現在、先ほど議員のお話にもありましたとおり、広報紙、お知らせ版、ホームページ、防災無線、ツイッターなどの媒体を活用し、適時適切な情報発信に努めているところでございます。

広報紙やお知らせ版などの紙媒体は、紙面が限られていることや、原稿締切後の情報更新ができないことなどから、タイムリーに詳細な情報を掲載することが困難であるため、ネット環境が整備されていない世帯や、機器に不慣れな方々への情報発信が不十分であることは認識しており、その対応に苦慮しているところでございます。

そうした問題を解消するために、過去に町におきましては、平成22年度に全町域に光ファイバーケーブルの敷設工事を完了し、誰もがインターネットを利用することができる環境整備を図ってまいりました。

また、幼少の頃から使い慣れている若い世代と、IT機器などがあまりなかった高齢な世代とでは、やはり大きなギャップがございますので、平成25年度から平成29年度までの5年間、パソコン教室やスマートフォン教室を開催するなど、町民の皆さんがインターネットを活用できる環境づくりに努めてまいりましたが、現実にはデジタルの情報が得られないご世帯や方々が多いということは、何かしらの対応をしていかなければならないとは思っておりますが、情報が更新されるごとに紙媒体で全戸配布をするというようなことは、現実問題なかなか難しいことと思いますので、今後その状況に応じて紙媒体、デジタル媒体等をうまく組合せながら、町民の皆さんに速やかに正確な情報が伝わるような手法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいまの田中議員さんのご指摘でございますが、金井企画財政課長と若干重なるところもございますが、ご指摘のとおり、緊急時災害時において、正確かつ迅速な情報発信が非常に重要であると認識しております。

今回の新型コロナウイルス感染症に関わる様々な情報発信等につきましては、各課も関連はしますが、総務課のほうで緊急事態宣言等における町の対応等については情報の発信をさせていただきます。

具体的に申し上げますと、4月6日に公共施設の運営状況や、町の主催による会議等の延期など、町の対応方針について、紙ベースでお配りをさせていただいております。また、4月8

日に千葉県における緊急事態措置を受け、町の取組、協力要請等について紙ベースでやはりお知らせをさせていただきました。5月28日に緊急事態宣言解除後における町の運営方針等について、行政連絡員さん等のご協力をいただきながら全戸配布を実施し、町ホームページへの掲載や、防災行政無線による感染防止への注意喚起を行ってきているところでございます。

この間、各行政区の行政連絡員さんにつきましては、臨時の配布にもかかわらず、非常に丁寧に対応していただきまして、区によってはどうしても配布の方法等が違いますので、若干の伝達のタイムラグ、時間的なずれは生じてしまいますが、基本的には速やかに対応していただいたものと考えております。

しかしながら、公共施設における閉館の延期措置等については、議員ご指摘のとおり、ホームページの更新により対応していることから、インターネット等を日頃からあまり利用されていない方々には十分な情報が行き渡らなかったということも課題として挙げられます。

先ほど来、田中議員さんのほうからご指摘あるように、当初は公共施設についてしばらく閉館しますよということでご案内はしたものの、その後の再延長とか、また新たに再開をすとかといったような継続的な情報については、どうしてもホームページのみでの対応になってしまったために、やはりこういう御宿町の非常に高齢者の方が多い地域事情を鑑みますと、情報発信については少し課題があったことも反省点として挙げられます。

しかしながら、企画財政課長がお答えさせていただきましたが、全てのものについてリアルタイムに紙ベースで情報発信していくことについては、どうしても限界がございますので、今後につきましては、こうした反省を踏まえ、ICTによる情報格差は当然のことながら今後時代の中では進めていく必要があると考えますが、紙媒体での広報や必要に応じた防災行政無線の活用など、様々な手法を組み合わせながら、迅速かつ正確な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

確かに、紙ベースでいろいろ施設の休業等についてはお知らせが回ってきたんですが、いつからやるのか、始まっているのかどうなのかといったような事態が発生しておりました。遅くなくても、もう再開していますよというような情報は防災無線で流せないのかというようなことも考えたんですが、できれば早期に住民にお知らせができるような対応を考えていただきたいと思います。

先ほどの質問で、町の状況ですね、情報については調べていないということではありましたがけれども、先日、小中学校の休校時に学習支援対策の一つとして、オンライン学習の環境整備

のために、オンラインができる環境であるかどうかを各家庭調査したというようなお話も伺いました。そのときの件数がどの程度であったのか、それが全町にした場合にはどうなのかということがもし分かればいいんですが、まず学校の家庭状況がどうであったのかを教えてくださいませんか。

○議長（土井茂夫君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、児童生徒の家庭でのインターネット環境についての調査結果でございます。中学生全体の約96%、92世帯中88世帯、小学生全体の約94%、179世帯中169世帯が、日中、夜間ともにインターネット接続環境があるとの調査結果がございました。

通常の状況が続くようであれば、学習支援ソフトなどを家庭で活用していただくことになる予定でございます。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

それだけ入っていれば、全町にそういう体制をつくるということが、可能かどうかは別として、見るかどうかも別として、体制はもう整っているということで考えていいんですよね。

今回のコロナ禍で、公民館が休館となりました。公民館ではパソコンが設置されていて、自宅にパソコンのない人はそこで情報収集をしていたというようなこともあったのではないかと思います。

そういった情報収集できる場所の提供がこれから必要になってくるのかなというふうに考えるところなんです、今回のコロナ禍の影響によりまして、様々な事業の実施が遅れています。地域再生計画にあります交流の場ですとか、交流サロンの運営については、これから本格的な実施が見込まれるようになると思います。

そういった場所を活用して、ホームページに接したことがないような人たちに、御宿町のホームページにはどんなことが載っているんだよとか、実際に見ていただく、その画面を見ていただくといった取組ができないかということを考えています。

それぞれの交流の場では、それを担当する方が配置されるのではないかと思います、その都度、常設しておくのは難しいでしょうから、その都度そういったパソコンとかタブレットを準備して、担当の方がセットして、サロンの利用者の方々に気軽にテレビを見るような感覚で触れることができる、そういったような対応を取ることができるのではないかなということ提案したいと思うんですが、自分で操作しなくても見ることができる、町が何をやっているんだということもある程度分かる、そういう場所が必要ではないかなというふうに思うんですが、以前、先ほども話がありましたけれども、公民館でパソコン教室が実施されていたということ

なのですが、なかなか教室に通うところまでは敷居が高い。我々にしても、分からないだけ
れどもとって教室に通うということは、なかなか敷居が高いということもあります。

まず、高齢者の方がすぐに取りかかれることから実行して、パソコンというんですかね、イ
ンターネットに興味を持ってもらう。そういった体制づくりをすることによって、サロンの活
用範囲も広がっていくのではないかなというふうなことも考えますが、いかがでしょうか。

その中には、多世代交流をするように、若い人たちが行って教えてあげるといようなこと
も可能ではないかというようにも考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） ただいま、田中議員から、交流サロンなどを活用してホー
ムページを見たり、スマートフォンに触れたりしたことのない方々に、そうした機会が提供で
きないかのご提案をいただきました。

お話の中にもありましたが、公民館で開催した教室は、だんだん参加していただく方が少な
くなって、中止になっていったという経緯がございます。確かに、初めて、触ったことのない
方にとっては、パソコン教室というタイトルだけでも敷居が高かったのかなと感じております。

スマートフォンなどのデジタル機器というのは、情報収集の媒体としてだけでなく、自宅
にしながら家族や友人とコミュニケーションが取れたり、買物ができたり、本を読んだりと、
日常生活においても様々な活用ができる要素が多くございますので、一人でも多くの方に興味
を持っていただいて、実際に触って、触れて、そしてご自身でも活用するきっかけになるよう
な機会や場所が提供できるよう、そういった交流サロンの場所、また地域おこし協力隊や関係
各課との連携を図りながら、実施に向けて調整していきたいと考えております。

○2番（田中とよ子君） よろしくお願ひします。

先ほどから申し上げますとおり、町の政策等につきましては、やはり関係ない人であつ
ても、全住民が町の情報を知るといような大事なことであると思ひます。そういったことか
ら、必要な人だけに発信する方法ではなくて、全住民が情報を得ることができるよう対策を
今後充実してほしいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、2番、田中とよ子君の一般質問を終了します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第5、報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書につい

てを議題といたします。

金井企画財政課長の報告を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、令和元年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

2 ページの繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、令和2年第1回定例会にてご議決いただきました繰越明許費と同様で、事業費及びその財源について繰越手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

それでは、事業ごとにご説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費の防災行政無線屋外子局デジタル化工事は、台風19号で部品供給元の工場が被災したことにより、年度内の完成が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の6,930万円を繰り越しました。財源は、全額町債を充当しております。

5 款農林水産業費、1 項農業費の被災農業者向け経営体育成支援事業は、農業者におけるパイプハウスの修繕が年度内に完了しないことが見込まれたことから、599万6,000円を繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い、そのうち589万3,000円を繰り越しました。財源は、県補助金456万6,000円、一般財源132万7,000円でございます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費の1089号線落石対策工事は、町道1089号線脇の法面が豪雨により崩落したことによる復旧落石対策工事で、関係者協議や部材確保等に時間を要し、年度内完成が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の1,939万3,000円を繰り越しました。財源は、町債1,740万円と一般財源199万3,000円です。

同じく2 項道路橋梁費の0108号線路線測量業務委託は、土地所有者の確認に時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の561万円を繰り越しました。財源は、町債500万円と一般財源61万円です。

4 項都市計画費の被災住宅修繕緊急支援事業補助金は、工事業者が台風の修繕で受注過多となり、被災された住宅修繕のうち、年度内完了が困難と見込まれた案件について繰越明許費に設定したもので、全額の432万4,000円を繰り越しました。財源は、国庫補助金114万1,000円と県補助金231万7,000円、一般財源86万6,000円です。

5 項河川費の新町地先排水管布設替工事は、妨害排除等請求控訴事件の和解条項に伴う工事で、部材確保に時間を要し、年度内完成が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、

全額の300万3,000円を繰り越しました。財源は、全額一般財源を充当しております。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費の水産関連施設等復旧緊急対策事業費補助金は、御宿岩和田漁業協同組合が行う漁船給油設備の修繕で、部材確保等に時間を要し、年度内完了が困難となったことから繰越明許費に設定したもので、全額の540万円を繰り越しました。財源は、全額県補助金を充当しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第6、報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

金井企画財政課長の報告を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、令和元年度御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

2ページの事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費の地方創生交付金事業備品購入事業ですが、特産品開発事業の拠点整備として、年度内に納品する予定であった備品が、新型コロナウイルスの影響で輸送に不測の日数を要し、年度内に事業を完了することができなかったことから、支出負担行為額57万6,928円の全額を事故繰越ししたものです。財源は、全額一般財源を充当しております。

3款民生費、1項社会福祉費の地域福祉センター屋根修繕事業ですが、台風15号等各地での災害復旧の影響により、人手や材料の調達に不測の日数を要し、年度内に事業を完了することができなかったことから、支出負担行為額161万7,000円の全額を事故繰越ししたものです。財源は、全額一般財源を充当しております。

7款土木費、4項都市計画費の被災住宅修繕緊急支援事業補助金ですが、工事業者の繁忙により不測の日数を要し、年度内に事業を完了することができなかったことから、支出負担行為額367万7,000円のうち、年度内支出済額を除いた18万7,000円を事故繰越ししたものです。財源は、国庫補助金2万8,000円と県補助金12万4,000円、一般財源3万5,000円です。

7款土木費、5項河川費の普通河川清水川護岸整備工事ですが、天候不良による工事の遅延で不測の日数を要し、年度内に事業を完了することができなかったことから、支出負担行為額

245万3,000円の全額を事故繰越ししたものです。財源は、全額一般財源を充当しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7、議案第1号 御宿町防災行政無線戸別受信機購入に係る物品売買契約の締結についてを議題といたします。

殿岡総務課長より議案の説明を求めます。

殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

本案は、御宿町防災行政無線戸別受信機の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、売買契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

防災行政無線デジタル化事業につきましては、平成28年度から親局の整備、平成30年度からは子局31局、中継局2局の整備を本契約の相手方であるスイス通信システム株式会社により進めてまいりました。

同社は、昭和62年から当町の既存施設に関わり、町の地形や電波状況を把握しており、戸別受信機の導入において、送信システムと一体性を持って整備することで安定的な運用が図られることから、随意契約といたしました。

契約の金額といたしましては1億5,108万5,000円、うち消費税額は1,373万5,000円でございます。購入台数は2,975台に加え、文字表示機能を備えた戸別受信機25台の計3,000台でございます。

契約の相手方は、千葉市中央区都町6丁目21番5号、スイス通信システム株式会社、代表取締役、平野恒次でございます。

納期につきましては、議決をいただいた日の翌日から令和2年12月25日までとしております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、高橋金幹君。

○8番（高橋金幹君） 8番、高橋です。

御宿町防災行政戸別受信機購入に係る物品売買契約の締結について、お伺いしたいと思います。

これは、防災行政無線の戸別受信機の購入費用として、契約金額1億5,108万5,000円で、千葉市中央区のスイス通信システム株式会社と随意契約を結ぼうとするものであります。

随意契約は、地方自治法第234条第2項に「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とし、地方自治法施行令第167条の2第1項に、随意契約によることができる場合として、第1号から第9号まで掲げられております。

随意契約は、手続が簡単で経費の負担が少なく済み、しかも契約の目的、内容に照らして、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど、公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘されるところであります。

そこで、今回、随意契約をしようとする理由について、地方自治法施行令第167条の2第1項の、第1号から第9号に掲げる規定の第何号に該当するのかお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 今回、防災行政無線戸別受信機の購入事業につきましては、ただいま高橋議員さんご発言のとおり、随意契約で締結をさせていただきました。

随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約に至ったわけですが、こちらにつきましては、結論から申し上げますと、第167条の2の第1項第2号の適用をさせていただいております。第1項第2号の内容につきましては、目的が競争入札に適さない場合としての随意契約の理由でございます。

議案の説明でも申し上げましたが、今回随意契約をさせていただいた理由につきましては、スイス通信システム株式会社につきましては、昭和62年からのもともとの防災無線の工事等についても携わっていただいております、また、こちらの同社につきましては、御宿町の地形や電波状況等についても熟知されている、また、子局の整備等についても実施をいただいているということで、安定的な導入を見据えた中で、競争入札ではなく地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、相手が特定される場合の適用の中で随意契約をさせていただいております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑はありませんか。

8番、高橋金幹君。

○8番（高橋金幹君） 地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号に該当するということ

ですけれども、随意契約は長所もあれば短所もあるという、もろ刃の剣であります。随意契約は極力なくすということで、今後検討していただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（土井茂夫君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8、議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

金井企画財政課長より議案の説明を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本案は、夷隅郡市広域ごみ処理施設の建設中止が決定したことに伴い、夷隅郡市広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体に協議を求められたものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第4条、共同処理する事務のうち、第7号「一般廃棄物処理施設（し尿処理に係るものを除

く。)の建設及び管理に関すること。」を削り、第8号を第7号に、第9号を第8号に1号ずつ繰り上げるものです。

次に、第4条第7号の削除に伴い、負担金の負担割合を定めた別表の経費区分の欄中、「第4条第1号から第6号まで、第8号及び第9号の事業に要する経費」を「第4条第1号から第8号までの事業に要する経費」に改め、同表第4条第7号の事業に要する経費の項及び備考欄の2と3を削り、構成市町の負担金から広域ごみ処理施設に関する経費分を削除するものです。

附則といたしまして、千葉県知事の許可のあった日から施行することとするものです。

説明は以上でございますが、本案は、それぞれ構成団体で議決を得た後、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において、県へ規約変更の許可申請を行い、許可後に同組合により規約変更の告示がされる予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第3号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡総務課長より議案の説明を求めます。

殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第3号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回は、条例の新規制定でございますので、それぞれ条文の内容について概略を説明させていただきます。

第1条につきましては、先ほど町長提案理由の中で町長からご発言ありましたように、特別職の給与の特例を定める趣旨について規定をしております。

第2条でございますが、町長、教育長の給料月額の特例を定めるものであり、減額対象期間を令和2年7月1日から9月30日の3か月間とし、減額幅を100分の30に規定しております。

具体的な金額ですが、町長においては76万円の3割で3か月、教育長においては通常54万2,000円のところを30%の減額の3か月という内容になります。

附則でございますが、第1項は、条例の施行期日を令和2年7月1日とするものです。

第2項ですが、今回の条例の新規制定に伴い、これまでの特例条例の廃止が生じることから廃止する旨を規定するものです。

第3項は、令和2年9月30日に効力を失う旨の失効を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第4号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大に伴い、町においても新型コロナウイルス感染症の感染または感染の疑いがある方に対し、職員が対応することも想定されることから、特殊勤務手当を創設するため、一般職の職員の給与等に関する条例について、所要の改正を行うものです。

具体的な内容につきましては、新旧対照表に基づき説明させていただきますので、議案の2枚目、新旧対照表をご覧ください。

第12条でございますが、こちらが特殊勤務手当を定めるものであり、第1項につきまして、規則で定める保健衛生事務に従事した場合は、特殊勤務手当を支給可能とするよう改正をするものでございます。

第2項については、特殊勤務手当として支給する額を定める規定を定めるもので、その上限は、1日につき1,000円を超えない範囲として定めております。

規則で定める事務及び手当でございますが、想定といたしましては、感染症の予防、消毒作業、調査その他感染症の蔓延を防止するために行う業務、1日につき500円を想定してございます。

また、新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するため、緊急に行われた措置に関わる業務、こちらについて1日につき1,000円を予定しております。

具体的な違いといたしましては、例えば避難所等、この後まだ感染症が充分収束しない中において、避難所等の任務に当たる職員について、発熱症状がある方等のチェックを行うため、体温の測定をしたり、また、消毒作業をしたりする一般職について500円、また、急に体調を崩され、病院や救急車の手配など、直接その方と接する中で対応が求められる保健師等について1日1,000円というようなところで想定をしてございます。

最後、附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第5号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第5号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、先般の第2回臨時会において専決処分の承認をいただきました、御宿町税条例等の一部を改正する条例について、文言を明確にするため、御宿町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

改正附則第2条、町民税に関する経過措置において、新条例の適用について定めておりますが、この新条例の指し示す内容が明確に示されていませんでした。このため、新条例の言葉を明確にするとともに、改正による効力を適正に運用するため、第1条の規定による改正後の御

宿町税条例（以下「新条例」という。）と改める条文の整備をするものです。

附則といたしまして、この条例の施行日は、公布の日からとし、令和2年4月1日から適用するものとするものです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

ただいま、9番、伊藤博明君が離席しております。現在の出席議員は11名で採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決をすることに決しました。

ここで、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時40分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。

（午後 1時32分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第6号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第6号 御宿町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、個人住民税においては所得控除にひとり親控除を追加、法人町民税においては法人税法における連結納税の廃止に伴う規定の整備、たばこ税においては軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこへの本数への換算方法の見直し、そのほか、新型コロナウイルス感染症等に係る諸規定の整備などについて所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例の一部を改正するものです。

本議案は、新旧対照表によりご説明申し上げます。

本案につきましては、同じ条文について施行期日をたがえて改正がありますので、条立ての改正文といたしました。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページの第1条関係。第94条は、たばこ税の課税標準について、第2項、地方税法において本年10月から令和3年9月までの1年間については、経過措置として1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設け、期間中、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなす規定を整備し、税負担の増加を緩和するものです。

第4項については、第2項改正による文言の整備をするものです。

2 ページ、附則第10条、読替規定については、課税標準の特例に法附則第61条、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが前年同期間と比べて30%以上減少した中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置と、法附則第62条、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも中小企業者が認定先端設備等導入計画に基づく家屋及び構造的を取得した場合の特例措置を含む読替規定の整備をするものです。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、わがまち特例については、新たに第27項、前条の読替規定で触れた法附則第62条に係る新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、中小事業者が認定先端設備等導入計画に基づく家屋及び構造物を取得した場合の特例措置に係る条例で定める割合を零と条文の整備をするものです。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税については、軽自動車税環境性能割の税

率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする整備をするものです。

附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等については、当該申請手続の修正や提出を求められた添付書類の提出期限は、町条例で定める期間を準用する規定を新たに整備するものです。

3ページ、第2条関係。第24条は、個人の町民税の非課税の範囲について定めていますが、第2号に、未婚のひとり親を寡婦と同様の適用をするため、文言の追記を行うほか、文言の整備を行うものです。

第34条の2は、所得控除について定めていますが、未婚のひとり親については、寡婦控除と同様の控除適用をする文言を追記するほか、引用条文の整備をするものです。

4ページ、第36条の2は、町民税の申告について定めていますが、文言を整備するほかは、引用条文の整備をするものです。

5ページに続きます。附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例について定めていますが、市中金利の実勢を踏まえ、租税特別措置法の改正があり、現行では財務大臣が告示する平均貸付割合0.6パーセントにプラス1パーセントを加算した1.6パーセントを特例基準割合としていますが、平均貸付割合に加算する割合を1パーセントから0.5パーセントに引き下げるほか、文言の整備を行うものです。

6ページに続きます。附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例についてですが、前条第2項の改正に伴う文言の整備を行うものです。

附則第10条、読替規定については、第1条関係で読替規定の整備をした、地方税法附則第61条、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年同期間と比べて30パーセント以上減少した中小企業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置と、第62条、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも中小事業者が認定先端設備等導入計画に基づく家屋及び構造物を取得した場合の特例措置の規定の、法改正による条番号の整備を行うものです。

附則第10条の2、わがまち特例で先ほど制定した第27項については、前条同様、第1条関係で整備した特例措置について、法改正による引用条文の整備を行うものです。

7ページ、附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について、租税特別措置法に低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、町民税の課税の特例をさせるため、引用条文の追記を行うものです。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について定めていますが、前条で追記した低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例、控除を受けた場合は、この条文の適用に該当しない規定の整備を行うものです。

8ページ、附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について定めるもので、イベント等の中止による入場料等払戻し請求権の放棄のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして指定行事となったものについては、寄附金税額控除の対象とする規定を新たに整備するものです。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について定めるもので、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも住宅ローン控除の適用を受けることができ、控除期間の適用期限を1年延長し、令和16年度までとする規定を新たに整備するものです。

次に、第3条関係ですが、地方税法の法人の納税制度に改正があり、国内の親法人と完全支配関係にある子法人の申告、納税をまとめて行う現行の連結納税制度が廃止され、企業グループ内の各法人それぞれが個別に法人税額の計算及び申告を行うグループ通算制度へ移行されました。

これを受けまして、第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納付金に係る延滞金については、第1項文中及び第6号の第48条第1項で示す、更正及び修正に係る申告の引用条文の整備、第5号では、後段で改正のある第52条、法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金に係る条文から、第4項、連結子法人の引用条文を削り、公益法人の申請に係る引用条文を整備するほか、文言の整備を行うものです。

10ページに続きます。第20条、年当たりの割合の基礎となる日数については、文言の整備を行うものです。

第23条、町民税の納税義務者については、法人でない社団で、代表者の定めのある、例えばPTAやマンションの管理組合などが収益事業を行った場合、法人とみなし、第31条の均等割の税率や、第48条、法人町民税の申告納付を適用する規定を定めていますが、後段で改正のある第48条に伴い、引用条文の整備を行うものです。

なお、この条の中で、第48条については、第10項から第12項を今改正分では第9項から第16項としておりますが、この部分につきましては、大企業に義務づけられた、電子申告に係る部

分のほうを適用させるほか、その法人とみなし申告義務する社の申告には適用させないとする改正を行うものです。

第31条、均等割の税率については、第2項表中、11ページ、ホの連結法人に係る部分の削除による引用条文を整備するものです。

次ページ、第3項は、引用条文のうちの第2号、連結事業年度及び第3号、連結法人税額の文言から、連結の文字を削り運用する整備を行うものです。

第48条、法人の町民税の申告納付については、法人町民税の申告納付での更正及び修正申告に係る部分、後段の第9項、連結子法人の項目が削られることから、引用条文の整備を行うもの、第2項及び第3項は、該当する連結子法人に係る租税特別措置法の改正による引用条文の整備、第4項から第16項は、地方税法での連結法人に係る条項廃止に伴う引用条文の整備、本条第9項に規定しています、連結子会社に係る条項を削り、前第10項から前第17項をそれぞれ1つ繰り上げ、第9項から第16項とする整備をするものです。

17ページに続きます。第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続については、地方税法の連結子法人の削除に伴う引用条文の整備をするほか、第3項中の連結子法人に関する規定を削除するものです。

18ページ、第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、連結子法人に係る延滞金の規定第4項から第6項を削る整備をするものです。

19ページ、第94条は、たばこ税の課税標準について、第1条関係で、紙巻たばこと同等の税負担になるよう、経過措置として本年10月から令和3年9月まで最低税率を0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなす規定を整備しましたが、令和3年10月1日から、1ミリグラム未満の葉巻たばこを1本の紙巻たばこに換算する規定の整備をするものです。

20ページ、附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例について、先ほどの法人の改正に伴い、引用条文を削る条文の整備をするものです。

改正附則といたしまして、改正附則第1条、施行期日は、公布の日から施行する。ただし、第1号、第1条関係で改正したたばこ税に係る改正の規定及び改正附則第5条、町たばこ税に関する経過措置は、令和2年10月1日、第2号、第2条関係で改正した規定及び改正附則第3条、町民税に関する経過措置の規定は、令和3年1月1日、第3号、第3条関係で改正したたばこ税に係る改正の規定及び改正附則第6条の規定は、令和3年10月1日、第4号、第3条関係で改正した規定及び改正附則第4条は、令和4年4月1日とするものです。

改正附則第2条、延滞金に関する経過措置については、第2条関係で改正した附則第3条の

2、延滞金の割合等の特例は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとするもの。

改正附則第3条、町民税に関する経過措置について、第2条関係で改正した第24条及び第34条の2のひとり親に係る改正、第36条の2、町民税の申告は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするもの、第2項、令和3年度の個人の町民税に係る申告書の提出における第36条の2、町民税の申告の規定の適用は、地震保険料控除額の次にひとり親控除額を追記し、適用させるものとするもの。

改正附則第4条、第3条関係で改正した法人の町民税に関する部分は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税に適用する。第2項、令和4年4月1日前に開始した事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものとするもの。

改正附則第5条、たばこ税に関する経過措置については、令和2年10月1日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税は、なお従前の例によるものとするもの。

改正附則第6条については、令和3年10月1日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税は、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。1点、確認だけさせていただきます。

第23条中、これ町民税の納税義務者、新旧対照表の10ページです、この中におきまして、3項の下から3行目です、「法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）」ということになっているんですが、改正前については、第48条第10項から第12項までということで、5項目ほど増えているんですね、項目が。そのことについて、新たに適用から外す、この外される12項目から16項目までのこの5項目については、内容的にどういったものなのか、それとも12項目までは両方同じなんですけれども、その後を除く原因といたしますか、除かれる内容についてはどういったものなのかを説明をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） この第48条第10項から第12項につきましては、平成30年度の改正におきまして、資本金1億円以上の大企業について、電子申告の義務化がされました。そ

のときについては、第10項から第12項の3項目が規定されました。

昨年、令和元年の改正において、それ以降、第13項から第17項までの電子申告、例えば災害等で申告ができない場合の手続について、規定が5項目、5項追加されておりましたが、今回の適用の中で、その第48条の第10項から現第17項につきましては、大法人が行う電子申告の規定を定めておりますので、今回の法人とみなした場合には、大企業に課されております電子申告の部分の項目を全て抜くということで第9項、新しく改正される中では、第9項から第16項までと規定させていただいております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第7号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第7号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

デジタル手続法の法改正において、番号法に関わる部分に改正があり、マイナンバーカードへの移行促進のため、通知カードが廃止されることとなりました。

これに伴い、通知カード再交付手数料を削除するため、御宿町手数料条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案の後ろに添付してございます新旧対照表をご覧ください。

別表中、個人番号に係る区分の手数料の名称欄、通知カード再交付手数料を削る改正を行うものです。

附則といたしましては、本条例の施行日は、公布の日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 田中です。

今後、この通知カードの交付事務はなくなるということですか。通知カードそのものが、今、再交付の手数料が、手数料条例が廃止になるんですけれども、質問の意味が違っちゃうかもしれないんですけれども、今後、通知カードの交付事務というのはどういうふうになるんですか。マイナンバーカードに移行していくということで通知カードの交付はなくなるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） そのとおりでございます。

今後、今お持ちの通知カードにつきましては、住所の変更とか、記載事項の変更がない場合につきましては、今までどおり使用できます。

例えば、通知カードプラス保険証とかでご自分の個人番号を証明する書類となります。

今後は、廃止されたことによりまして、再交付という手続はなくなります。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 3月の定例会のときに、マイナンバーカードについて、どの程度の方が御宿町は交付されているのかということをお聞きしました。先日、特別定額給付金の申請段階で、マイナンバーへの移行した、新しく申請した方が結構いたんじゃないかということが、全国的に言われているんですけれども、御宿町の状況はどうだったんでしょうか。件数はどの程度あるのか。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○**税務住民課長（齋藤 浩君）** それでは、マイナンバーカードの申請の状況について報告させていただきます。

6月1日現在、申請件数が1,647件、これは%でいいますと21.8%になります。

そのうち、交付済みが1,566件、20.8%の交付が完了しております。

以上です。

○**議長（土井茂夫君）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（土井茂夫君）** 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（土井茂夫君）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○**議長（土井茂夫君）** 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○**議長（土井茂夫君）** 日程第14、議案第8号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

田邊保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○**保健福祉課長（田邊義博君）** 議案第8号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、後期高齢者医療制度の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合に、その療養のため予定していた労務に服することができなかった期間について傷病手当金を支給するにあたり、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合の条例の一部改正に伴い、町条例の改正を行うものです。

傷病手当金の支給対象者は、給与等の支払いを受けていた被保険者が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなった方でございます。

支給対象日数は、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数となります。

給付額は、1日につき、直近3か月の給与収入等の1日当たりの金額の3分の2が支給金額となります。

適用期間は、令和2年1月1日から同年9月30日の間で、支給期間は、療養のため労務に服することができない期間で、最長1年6か月でございます。

新旧対照表をご覧ください。これは千葉県後期高齢者医療広域連合が支給するこの傷病手当金について、申請書の受付事務を行うため、町が行う事務に広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第15、議案第9号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

田邊保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第9号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、県の補助を受け、町が実施する重度心身障害者または障害児を対象とした医療費助成についての規定ですが、今般、補助対象が拡充され、これまでの身体障害者及び知的障害者に加え、新たに精神障害者を対象とすることとされましたので、本条例も同様の改正を行うものです。

また、受給権者の規定において、国民健康保険または後期高齢者医療制度において、施設等に入所した場合の住所地特例の取扱いを本制度にも適用するほか、所要の整備を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号は、身体障害者福祉法施行規則の記載を正式名称とし、法律番号を追加しました。

第2号は、県の要綱に通知番号等を明記するとともに、千葉県以外で手帳の交付を受けた方なども対象とできるよう、または同程度の状態にある者を追加しております。

第3号は、冒頭にご説明いたしましたとおり、精神障害者を本制度の対象とするもので、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方を新たに加えるものです。

第3条は、受給権者の規定で、「重度心身障害者（児）は、65歳未満（平成27年7月31日以前に該当となるものを除く。）であって」を「者は」に改めるとともに、障害児の医療費助成を保護者が受ける場合に対応するため、「重度心身障害者（児）又はその保護者とする。」ことを明記しました。

2ページの第2号は、第2項において、高齢者の医療の確保に関する法律の名称を、後の引用のために、略称を「以下、高齢者医療確保法という。」として加えるものです。

第3号は、第3条第1項で受給者の年齢要件を65歳未満とし、平成27年7月31日以前に該当となるものを除くとしておりましたが、県の制度の対象と整合を図り、重度心身障害者（児）になった年齢が65歳未満であることとし、これまでの制度を継承するため、例外として平成27年7月31日以前から引き続き助成を受けている者は除くこととしました。

第2項は、御宿町に住所がない場合でも例外的に御宿町に住所があるものとみなす規定です。これまでは、心身障害者福祉法、その他の法令に基づく障害福祉サービス等を転出後も引き続

き本町で実施している方についてのみ、本町に住所があるものとみなすこととしておりましたが、多くの市町村が採用している国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度における住所地の特例についても適用させるよう改めました。

第1号の規定は、国民健康保険における住所地特例の対象者、第2号は、国民健康保険の住所地特例から、75歳に到達し、後期高齢者医療に移行した方、第3号は、後期高齢者医療制度における住所地特例の対象者でございます。

また、障害福祉の制度においても住所地の特例があり、本町の住民であった方が障害者施設やグループホームなどに入所するために他市町村に転出した場合、本町で引き続き援護を実施することとなりますが、それについては現行制度を継承し、第4号で規定しております。

3ページの第3項は、第2項とは逆に、御宿町に住所がある場合でも、御宿町に住所がないものとみなす規定です。第2項と同様に、国民健康保険後期高齢者医療制度障害福祉サービスにおいて、本町以外の市町村の被保険者または援護を受ける方を本制度の対象外とするものです。

第1号は、国民健康保険における住所地特例の被保険者、第2号は、国民健康保険の住所地特例から後期高齢者医療に移行した方、第3号は、後期高齢者医療の住所地特例の被保険者であり、本町以外の市町村で医療保険の適用を受ける方です。

第4号及び第5号については、第3号と同様に、後期高齢者医療の住所地特例の適用を受ける方ですが、第4号は、継続して2か所以上の病院や施設に入所した場合に、最初の病院に入院をした際、本町以外に住所を有していた方、第5号は、自宅などの病院や施設以外の場所から病院等に住所を移動する特定住所変更をした後、継続して入院等をしている場合において、最後の特定住所変更を行った際、他市町村に住所を有していた方です。

第6号は、障害者総合支援法等に基づき、施設入所やグループホーム入居等、他の市町村が援護の実施をしている方であり、これらに該当する場合は、本町に住民登録がある場合も、住民登録がないものとみなす規定です。

4ページの第4条第1項は、用語の定義を整理するものです。

医療保険において、当該受給権者が負担すべき額を一部負担金とし、入院時食事療養費等に係る標準負担額などは含まれないことを明記しました。

また、本制度において、受給権者が世帯の課税状況に応じて負担する額は、これまで一部負担金としておりましたが、これを改め、自己負担額としております。

第2項は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の法律番号を第2条に記載したため、

削除するものです。

第3項は、新たに受給権者として資格を得た場合の助成開始日についての規定で、これまで重度障害者の資格を得るに至った日の属する月の初日としていましたが、これを助成資格の申請をした日からとし、転入や新たに重度心身障害者（児）に該当した場合は、1か月以内に申請があれば、転入日等に遡って助成を行うことができることとしています。

第5条の別表は、第4条において、一部負担額を自己負担額に改めたため、別表においても用語を改めました。

最後に、附則でございますが、本条例は、令和2年8月1日から施行し、経過措置として、本条例の施行日前に受けた医療に係る医療費等の助成については、なお従前の例によるものとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第16、議案第10号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

田邊保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第10号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合に、その療養のため予定していた労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給することを定めるものです。

新旧対照表をご覧ください。第7条の2は、傷病手当金の支給の対象や期間、支給金額についての規定です。

第1項は、給与等の支払いを受けていた被保険者が新型コロナウイルス感染等により労務に服することができなかつたときに、傷病手当金を支給することを規定するものです。

なお、支給開始の起算日は、労務に服することができなくなつた日から3日を経過した日としております。

第2項は、傷病手当金の支給金額を定めるものです。傷病手当の支給金額は、1日につき、直近3か月の給与収入等の1日当たりの金額の3分の2とするもので、第3項は、傷病手当金を支給する期間を最長で1年6か月とするものです。

2ページ目の第7条の3は、新型コロナウイルスに感染または疑いがあり、労務に服していなくても給与等の全額または一部を受け取れる場合は、傷病手当金を支給しない旨の規定です。

ただし、受け取つた給与等が前条により算定した傷病手当金より少なかつたときは、その差額を支給することとしております。

第7条の4は、前条の規定で、労務に服していなくても給与等の全額または一部を受け取る予定であつた者が何らかの事情で受け取れなかつた場合に、傷病手当金の全額または一部を町が事業主に代わり代替支給する規定です。

第2項は、ただいまの代替支給した傷病手当金の給与等の全額または一部は、町が事業主から徴収する旨、定めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、本改正による傷病手当金の支給は、傷病手当金の支給の開始日が令和2年1月1日から別途規則で定める日の間にある場合に適用するものです。別途規則に定める日は、今年の令和2年9月30日を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第17、議案第11号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長(齋藤 浩君) 議案第11号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部が改正されたことから、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な内容は、基礎課税額の限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し、関係法令において、低未利用地等の譲渡に係る特別控除が創設されたことによる改正を行うほか、新型コロナウイルス感染症等に係る減免等に対応するため改正を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

1ページをお開きください。

第2条、課税額については、第2項、基礎課税額の限度額を2万円引き上げ、61万円を63万円とするものです。

第4項、介護納付金課税額の限度額を1万円引き上げ、16万円を17万円とするものです。

第21条、国民健康保険税の減額、第1項については、第2条の限度額の改正に伴い、基礎課税額に係る金額を61万円から63万円と改め、介護納付金課税額に係る金額を16万円から17万円と改めるものです。

続いて、第2号は、5割軽減について記載していますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、算定する場合の被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円とするものです。

2ページ、第3号は、2割軽減について記載していますが、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、算定する場合の被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円とするものです。

第25条、国民健康保険税の減免については、第2項に減免申請書の提出時期を定めていますが、規定で定めるやむを得ない理由があると認められるときは、この限りでないとするただし書を追加するものです。

附則第1項に、見出し、施行期日を記載し、3ページに続きます。

附則第4項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例及び第5項、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例については、低未利用地等の譲渡所得に係る特別控除が創設されたことに伴い、参照条文の追記を行うものです。

改正附則といたしまして、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法の一部を改正する法律に規定する施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するとするもの、第2項、この条例の改正後の規定は令和2年度以後の国民健康保険税に適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

次に、お手元に議案とは別に資料を配付させていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。

軽減の区分ごとの軽減判定所得を現行と改正案別に整理、比較をし、2重線を引いてある箇所が改正するところとなっております。

また、第21条に係る医療、後期高齢、介護、それぞれの軽減すべき額及び軽減された後の課税額について現行と改正案別に整理、備考欄に対象条項を記載してございますのでご確認ください。

なお、本改正案につきましては、去る6月2日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただきましたことを申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、高橋金幹君。

○8番（高橋金幹君） 8番、高橋です。御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお伺ひいたします。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引上げと、低所得者に係る軽減判定所得の見直し、新型コロナウイルス感染症等に係る減免等に対応するため等の改正とありますが、そこで課税限度額に達する世帯は何世帯か、また、7割軽減、5割軽減、2割軽減に該当すると思われる世帯は何世帯か、前年度と比較し、増える見込みなのか、減る見込みなのか、所得割の算定が済んでいない中、予測される範囲で結構ですのでお伺ひしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいまの限度額に達する世帯というのは、5件です。

ただ、影響を受ける世帯につきましては、限度額まで達しませんが、1件ございましたので、6世帯に影響が出てございます。

次に、課税限度額に達する世帯の次に、7割軽減、5割軽減、2割軽減に該当する世帯ということでございますが、試算いたしましたところ、7割軽減で453世帯、5割軽減で222世帯、2割軽減で206世帯、881世帯が軽減の対象世帯となっております。

今回の5割軽減、2割軽減に該当する世帯につきましては、影響世帯は12世帯でございます。新規、2割軽減に加わった世帯が4世帯ございますので、新規分といたしましては、4世帯が新規となっております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 今、高橋議員さんの質問に重複する部分があるかもしれないんですけども、課税限度額の対象となる世帯が5件、それとも、その限度額以上の世帯はどのくらいあったんですか。5件であれば。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 今回の改正によります医療分と介護分の限度額の引上げに關しまして、影響の出る世帯ということでお答えさせていただいております。

医療分については、先ほど言いました、限度額を超えている世帯は5世帯、ただ、今回の引

上げで、税が上がった世帯が1世帯ございますので、6世帯に影響が出ております。

なお、介護分の限度額到達世帯はございません。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午後 2時29分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時43分）

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第18、議案第12号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

田邊保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第12号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、平成26年、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して、低所

得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から、第1段階における保険料について軽減を実施しておりますが、平成元年10月の消費税率10%への引上げから、第1段階から第3階までを対象とし、さらに軽減強化をしております。

令和2年度は、この軽減措置が通年の実施となるため、介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、御宿町介護保険条例における保険料率等の規定の一部を改正するものです。

改正の内容でございます。

第1段階は、生活保護の受給者及び本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額プラス課税年金収入額が80万円以下の方等で、従前の保険料は基準額に0.5を乗じ、3万3,000円でしたが、軽減強化により基準額に乗じる率を0.3とし、保険料は1万9,800円になります。

第2段階は、本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額プラス課税年金収入額が80万円を超え、120万円未満の方で、基準額掛ける0.75の4万9,500円が、基準額掛ける0.5の3万3,000円となります。

第3段階は、本人及び世帯全員が町民税非課税世帯で、本人の合計所得プラス課税年金収入額が120万円を超える方で、基準額掛ける0.75の4万9,500円が、基準額掛ける0.7の4万6,200円となります。

軽減分の予算は、国・県負担金と、町一般会計で措置され、負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項は、平成30年度における保険料率は、同法の規定にかかわらず、2万9,700円とし、令和元年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に改め、令和2年度の保険料の額を1万9,800円に改めるものです。

第3項は、第2段階の保険料について、令和2年度の保険料を3万3,000円に改めるものです。

第4項は、第3段階の保険料について、令和2年度の保険料を4万6,200円に改めるものです。

附則でございますが、本条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとし、経過措置として、本条例の規定による改正後の御宿町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例

によるものとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案の通り可決すること決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第19、議案第13号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺建設環境課長より議案の説明を求めます。

渡辺建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、議案第13年度 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例案の主な内容は、民法改正による保証人制度の見直し等に伴い、国の示す標準条例の改正があったことを踏まえ、これまで、入居者が入居時に提出する請書に必要としていた連帯保証人の連署を緊急連絡人の連署と改めるとともに、認知症等により、家賃算定時に入居者が行う収入の申請等が困難となった場合に対応するために、新たな規定を加えるほか、民法に定める法定利率がこれまでの年5分から、市中の金利動向に合わせて変動する仕組みに改正されたことなどから、所要の改正を行うものです。

また、併せて条文に使用されていた公営住宅の文言を町営住宅に統一するなど、文言の整理や、改正に伴う引用条文についての改正を提案させていただいております。

それでは、新旧対照表に沿って改正案の説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第4条は、町営住宅入居者の公募についての例外を規定するものですが、本条例の適用となる公営住宅が町営住宅のみであることから、条文中にある「公営住宅」の文言を「町営住宅」に統一するものです。

以降、公営住宅を町営住宅に改める改正については、同様の用語改正となりますので、説明を省かせていただきます。

下段の第8条は、町営住宅の戸数を上回る申込みがあった場合の選考基準を規定するものですが、第1項第3号、2ページからの第2項及び第3項は、条文中の文言について整理を行うものです。

第5項は、父子家庭や婚姻歴のない親を入居者の選考基準に加えるため、改正前の「寡婦」を「ひとり親」に改めるものです。

第10条は、入居する際に行う手続を規定するものですが、民法改正により、個人が保証人となる契約では、保証上限額の設定が必要とされたことなどを受け、国の示す公営住宅管理標準条例において、保証人に関する規定を削除する改正があったことなどを踏まえ、第1項第1号を改正前の「同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署」から「緊急時に町と連絡がとれる者（以下「緊急連絡人」という。）が連署した」に改め、第3項の「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改めるとともに、第2項及び第4項については、引用条文を改めるなど、条文の整理を行っております。

第13条は、家賃の決定について規定するものですが、第1項は、字句の整理、3ページ中段からの第4項及び収入の申告等を定める第14条の第3項は、認知症等で家賃の決定に必要な収入の申告等が困難な入居者に対する家賃の決定方法、収入額の認定を行うための規定を加えるものです。

4ページの第16条、第21条、第27条は、それぞれ字句の訂正や引用条文を明確にするため、文言の整理を行うものです。

第30条から、6ページ、第39条までは、本条例改正に伴い、新たに引用することとなる条文について追加するものです。

第41条は、住宅の明渡し請求に係る規定を定めるもので、第3項は、不正な手続により入居

した者に対しての請求額について定めるものですが、民法改正により、法定利率が市中の金利動向に合わせて変動する仕組みに改正されたことから、これまでの年5分の割合を法定利率に改めるものです。

7ページの附則は、施行日を公布する日からとするとともに、経過措置として、改正前の連帯保証人を改正後の緊急連絡人にみなすこととするものです。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、堀川賢治君。

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。

文言でちょっと理解できないか分からないか、お尋ねしますが、今まで連帯保証人となっておったものが、緊急連絡人と。連帯保証人、民法的な連帯証人は法的責任があるわけですが、緊急連絡人というのは、どういう法的な問題を含めて、全くないのかどうか、お尋ねします。

○議長（土井茂夫君） 渡辺建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） 緊急連絡人ということでございますが、今回の民法改正によりまして、保証人の制度の見直しがございました。

この中で、個人の契約における保証人については、上限が、契約のときに設定しなければならないということがございます。そういった中で、町営住宅の契約においても、上限の設定を行わなくてはならなくなりました。

ただ、そうすると、なかなか保証人を設定できない、低所得者の方とか、高齢者の単身の方とかいらっしゃる。そういった中で保証人の設定ができずに、入居ができないというようなことも考えられますので、そういったことを踏まえて、国の標準条例については保証人という文言が削除されております。ただ、保証人がいなくなると、緊急時に町のほうから、災害があったりとか、入居者が病気になったりとか、そういったときに連絡取れる方がいらっしゃらない。仮にこちらからその入居者の方に連絡を取りたいときも、全く取れなくなってしまう、そういった状況が起きないように、緊急連絡人の設定だけは、契約時のときに申請していただくというような形を取らせていただいたものです。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川賢治君。

○10番（堀川賢治君） もう一つ、今の件ですけれども、そうすると、今までの連帯保証人的な責任部分については、連絡人となると、単なる連絡人ですから、町がほとんどそれについては背負いますよと、こういう解釈でいいですか。

○議長（土井茂夫君） 渡辺建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） 今までの連帯保証人という形で、法的には、例えば滞納があったときには、その方をお願いするというような形で連帯保証人というのは設定されておりましたけれども、今回、連帯保証人を削除すると、緊急連絡人に変えるということでございますので、そういった法的な債務の負担とか、そういったものは緊急連絡人さんは負わないというような形になります。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第20、議案第14号 令和2年度御宿町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

金井企画財政課長より、議案の説明を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第14号 令和2年度御宿町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、有事の際における特殊勤務手当並びに中小企業者等の事業継続や再開支援のための支援金の給付、さらには小中学校における家庭学習及び学校再開後の学習支援体制の整備のほか、特別職給料の減額等について予算措置をお願いするものです。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2,388万5,000円を追加し、補正後の予算総額を45億8,716万1,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入予算です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2,343万円は、今般の歳出予算に計上しております特殊勤務手当並びに中小企業再建支援金、小中学校の学習支援策の財源として計上するものです。

16款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、2節教育振興費補助金の22万円は、学校再開後のICTを活用した学習支援事業として、学習ソフトの導入に係る費用の2分の1を県が補助するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の21万6,000円は、収支の不足に対応するため追加するものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の1万9,000円は、生徒に貸出しをするWiFiルーターの機器保証料の保護者負担分です。

以上、歳入予算に2,388万5,000円を追加しております。

8ページをご覧ください。

歳出予算です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料の68万4,000円の減額は、議案第3号にてご承認いただきました、町長の給料3か月分を30%減額するものです。

3節職員手当の7万円は、議案第4号にてご承認いただきました、新型コロナウイルス感染症対応に従事した職員に係る特殊勤務手当です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の138万7,000円につきましては、職員の特別休暇等に係る対応といたしまして、8月から会計年度任用職員を新たに1名配置するもので、報酬及び期末手当、社会保険料、通勤費用弁償についてそれぞれ計上しております。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、18 節負担金補助及び交付金の2,300万円は、御宿町中小企業再建支援金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等の事業継続や再開を支援するため、千葉県中小企業再建支援金の受給者に対し、町から10万円の上乗せ給付を行うものでございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、2 節給料の48万7,000円の減額は、1 款総務費と同様、教育長の給料3か月分を30%減額するものです。

2 項小学校費及び3 項中学校費の2 目教育振興費、13 節使用料及び賃借料のうち、アプリケーション利用料22万円につきましては、家庭学習及び学校再開後の学習支援策として、小中学校に導入する学習支援ソフトのライセンス使用料です。

また、同節中学校教育振興事務事業のW i - F i 使用料15万9,000円につきましては、同じく学習支援策として、オンライン学習の環境を整備するため、御宿中学校の生徒で通信環境の整っていない家庭にW i - F i ルーターの貸出しを行うための経費を計上するものです。

以上、歳出予算に2,388万5,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8 番、高橋金幹君。

○8 番（高橋金幹君） 8 番、高橋です。一般会計補正予算案（第4号）について、お伺いしたいと思います。

今回の補正予算の内容を見ますと、歳入では、国の補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,343万円が計上され、歳出では、町長、教育長の給料の117万1,000円の減額、商工振興費の中小企業再建支援金2,300万円、小中学校における家庭学習及び学校再開後の学習支援体制の整備等の費用の増額が主なものとして計上されています。

コロナウイルス対策は、これは災害ですので、予算執行については迅速に素早く対応することが肝要であると思われませんが、先日、6月10日付けで御宿海水浴場の開設中止についてという文書が石田町長名で出されました。

それによると、新型コロナウイルス感染症の影響により、海水浴場における感染リスクが懸念されることから、関係団体と協議した結果、町民の皆様をはじめ、来場される皆様の安全と安心を第一に考え、感染リスクを抑えることは難しいと判断し、断腸の思いで、海水浴場や御

宿町営ウォーターパークの開設を断念いたしましたとあります。

御宿は、観光の町ですので、海水浴場やプールを開設中止とするのは、苦渋の選択だったかと思われませんが、ただ単に中止というということではなく、当初予算に計上されている海水浴場やプールに関わる予算の組替えをして、困窮している世帯の救済、停滞している町の事業者の活性化のために使用することができないかと考えます。

それには、プレミアム商品券の発行とか、食事券、宿泊券、遊漁券等、いろいろと考えられますが、町長はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ただいま、高橋議員さんから、先日、6月10日に町民の皆様をはじめ、関係団体、関係機関の皆様が発しました御宿海水浴場開設の中止についてに係る件についてのご質問でございますが、ご指摘いただきましたように、依然、コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さない現状にあると判断しております。

私は、町民の皆さんを守るために、町民の皆様のお命を守ることが私の最も大きな使命であると考えまして、今夏の海水浴場の開設について中止するという決断をいたしました。

このような状況は、観光を主産業とする御宿町にとりまして、経済的に大きな打撃となることが明らかであります。苦渋の決断をさせていただいたわけであります。

海を開かないということは、来町される観光客も極少が予想されますが、地域内経済対策について様々な施策を講じていきたいと考えます。

今、おっしゃっていただきましたプレミアム商品券をはじめとしまして、観光や宿泊業に携わる方々、また飲食業に携わる皆さん、さらには様々なご商売をされている方々のご意見やアイデアなどをいただきまして、ご協力をいただきながら活性化を図っていきたいと考えております。

コロナウイルス感染症につきましては、引き続き影響が多く懸念されますので、年間を通して観光客誘致策など検討・実施をしていきたいと考えております。

様々な事業の中止等による予算の組替え等につきましては、精査して中止することによって新たに発生する費用などもありますので、歳入面などもよく精査しまして、これらを勘案し、予算の組替えを検討し、また、商品券の発行等の予算につきましては、7月に臨時会の開催についてお願いしたいと考えておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 8番、高橋金幹君。

○8番（高橋金幹君） 今、町長のほうからご答弁いただきました。

ぜひ町活性化のために、お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

高橋議員さんと重複するところがあるかもしれませんが、中小企業再建支援金2,300万の補正、これにつきましては事業の継続再開に向けての支援ということで了解するものです。この中で、企業、事業者などへの経済支援の重要な政策ではありますが、今回の補正予算を見て非常に残念に思うところがあります。

先ほど、町長からの答弁もありましたが、それに含まれるのかなというふうには思いますが、各事業者が経営悪化、自粛や休業などによってそこで働く人たち、従業員の方やパートの方、アルバイトの方は、休みたくなくても休まざるを得ない状況であったと思います。そういった状況の中で、また、会社勤めをしている方、そういった方々も会社を今まで勤めていた残業が減少して収入が減ってしまったなどと、大きな生活に支障を来している方々もいらっしゃるということを聞きます。そのような方々への生活支援についての対策が、今回、補正にのってこなかったんですが、今、町長から7月の臨時議会というようにお話もありましたが、そういった生活支援施策などについて、今後、ぜひとも町長、考えていただきたいなというふうに思います。

既に、水道料の軽減措置、また児童扶養手当受給者に対する特別給付はされてはいるんですが、もっともっと広い範囲で住民に対する支援についてを考えていただきたい。確かに事業者等の再建、継続等については、町の経済的な重要な施策であるとは思いますが、やはりそこで生活している住民のための生活支援対策などについてもご検討いただけたらと思います。

住民は今働きたくても働けないんです。そういった対策について、どのように考えるか、ご答弁をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このたびのコロナウイルス対策につきましては、国、県、地方と様々な対策が出されております。各お一人の10万円の定額給付金もそうではありますが、企業に対しての様々な交付金が出されております。

そういう中で、おっしゃられますように、お一人お一人に、全面的あるいは100%に近い支援ができれば一番いいと思いますが、なかなかそういうことにもいかない。そういう中で、例

例えば、県の支援を見てもみますと、再建支援になっているんですね。パーセンテージが20%、30%売上げが下がったからといって、なかなかその対応ができない。お勤めの方々、あるいは公務員等も、いろんな面でそれなりの影響が出てくると思いますが、そういう意味で、ご指摘の意味がよく理解できますので、何とかこれから第2弾の交付金、補正予算も可決されておりますので、ご意見を十分に酌み取る中で検討していきたい。

思うような対応ができるかどうか、これからでございますが、ご意見は十分尊重させていただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

10番、堀川賢治君。

○10番（堀川賢治君） 今日の補正予算の中身と若干違うかも分かりませんが、財政課長にちょっとお尋ねします。

今日の補正予算で、一般会計が45億8,700万円となっております。この金額は、今まで例を見ない金額となっております。我々、この議席におる者は、この中身についてはある程度承知をしております。しかし、我々議会は、町民のための議会ですから、この45億8,700万円のロットで外へ出ますと、かなり町民の皆さん方からいろんな質問が出てくるのではないかなというふうに思います。

それで、私も、当初予算から今日の補正予算まで、いろいろ調べてみました。補正予算で1億5,100万円、これは先ほど総務課長から話がありました行政無線子機の、これは当初予算で計上されております。その後、補正第1号で900万円、中身は申し上げませんが、第2号で7億5,000万円、これは国民1人当たり10万円、これは町の財政に入ってスルーしておりますが、これも町の財政の中に入っております。この段階で45億円もいっているわけですが、補正予算3号で2億1,000万何がしと。地方創生臨時給付金の半分でございますが、当初予算で、地方創生臨時交付金でも入っておりますが、それを合計して約9億6,000万円。1億5,000万円入れて9億6,000万円。ということになりますと、これはほとんど町の予算には入りますけれども、ほとんどスルーしていると同じような状況ですので、本当の、本当というとおかしいですが、御宿町の財政力、これは、今、千葉県の53市町村の中で下から7番目か8番目、0コンマ46か7だと思っておりますが、財政力がなっているようです。

こういう中で、町民から見たときに、45億8,000万円というのは、たしか私が議員になってから、こども園のときに40億円を超しております。あのときも、こども園の中身がはっきりしとったんですが、それについてもいろいろと町民からの声を聞いておりますので、財政課長に

お願いしたいんですが、予算構成、構成比というのは、当初予算では出してあります。また、決算で財政の健全化について4項目ぐらい出るわけですけれども、中間ですから、まだ臨時議会が1、2回あるだろうと思いますんで、まだこれから補正を組んでいくと、先ほどの、プレミアム商品券の話も出ておりましたので、そういうものを組んでいくわけですけれども、メッセージとして、町民にメッセージとして45億8,000万円は、心配要りませんよというようなメッセージを出していただきたいので、この場で、議会で、ぜひお願いしたい。

ひとつ、行政無線の1億5,000万円についても、これは起債、町債を起しているわけですけれども、これについても、我々は知っています。総務課長から委員会のお聞きしておりますので、これも単なる町債といたら、これ借金ですから、表上は。しかし、それについて償還の可能性がある、3割から7割の間で償還の可能性があるということですから、これもほとんど最終的には借金にならないということですから、そういうのを含めて、ぜひ、町民に向かってという意味で、財政課長、私が言った数字が正しいかどうか分かりません。9億5,000万円ぐらいだと思っているんですけれども、いかがでございましょうか、これ。

○議長（土井茂夫君） 金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） ただいまの質問ですが、今年度、今回ご提案させていただきました補正含めて、当初予算37億8,100万円から8億616万1,000円増えまして、45億8,716万1,000円の予算規模になってございますが、そのうち、今議員さんのお話にもありましたとおり、コロナ感染症に係る関連経費がほとんどでございまして、国の1人10万円ずつの給付金、また子育ての給付金ということで、そちらの部分の経費は全額、国のほうから交付金という形でいただいておりますので、そちらが約7億5,700万円ということで、8億増のうちの7億5,000万円がコロナの、いわゆる国の事業なんですけど、町が実施するということで町に予算を一度計上する形で事業を実施しておりますので、予算規模は増えておりますが、直接町の財政に影響するようなものではございません。

それ以外につきましても、今回、この8億600万円ほど増えている財源は、おおむねコロナに関する事業の増でございまして、そちらは全て国の交付金をいただいておりますので、今回、増えている予算の中で、町の単費として実施しているのが、会計年度任用職員を採用する1名分に係る経費でございますので、大きく予算規模は膨らんでおりますが、実質町に影響を与えるところはございません。今回、当初予算につきましても、4月の広報で構成比含めてご報告をさせていただいておりますので、その程度でよろしいですか。

今後、第2次補正予算もどのくらいの額が来るか分かりませんが、それも一度予算に計上す

ることになりますので、再度予算規模はまた大きくなると思いますが、今回のコロナに関しての事業で予算規模が大きくなった分は、直接住民の皆様の、町の財政に影響を与えるような関連経費ではございませんので、ご報告させていただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

11番、北村昭彦君。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

補正予算の中でも、今、ほかの議員の方々からもお話がございました新型コロナウイルス感染症対応ということでいろんな項目が上がってきております。

そうした中で、ちょっと漠とした質問になってしまうかもしれないんですが、今後も含めた国の2次補正のお話も少し企画財政課長からもございましたけれども、新型コロナウイルス関連の町として、現時点での、いろいろな周辺、国・県、それから周辺自治体の状況等を含めて、最新の状況と、それから今後の見通しについて、町としてどのように現時点では把握されているのかに関して、少し情報提供をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、ただいまの新型コロナウイルス感染症の現在の情報でございますが、千葉県ホームページ上での情報になりますけれども、6月16日、昨日現在においての千葉県内の状況でございますが、陽性者数につきましては923名が千葉県内で陽性の確認が出たところでございます。

現在の感染者、今現在、まだ治っていない方については現在のところ24名、退院、療養終了の方が854名、残念ながらお亡くなりになられた方が45名というような県内の状況でございます。

ご承知のとおり、今のところ、御宿町、近隣のところでは発症の状況がなく、たまたま近隣市町村で以前ございましたが、そちらについてはもう既に回復をしているというような状況です。

今の段階で、24名の方がまだ依然として入院もしくは療養中になっておりますが、24名、また完治していない方、内訳で申し上げますと、入院の方が20名、県のほうで一括して準備をしましたホテルに隔離、いわゆる他と離して、ホテルで待機をいただいている方が4名というような状況になっております。

また、PCR検査の状況でございますが、医療機関、民間検査機関を除く状況で、こちらホームページ上ですが、データのほうについては6月14日現在のものになっております。

PCR検査の実施の実績で申し上げますと、千葉県内で1万6,716名の方が実施をされております。直近の1週間の検査の状況で申し上げますと、973名の方がPCR検査を受け、そのうち陽性の方が12名出ております。陽性率といたしましては1.23%ということで、県内の状況としては把握をしております。

今回、これから出ます政府のほうの、いわゆる解除の段階におきましても、この19日を境に、県境をまたぐ、いわゆる都道府県境をまたぐ移動についても、基本的には解除の方向になってくるというようなアナウンスがされておりますが、先ほどから海水浴場の関係等もございませけれども、やはりそういう中では、今後まだまだ注意が必要で、少しずつ学校、高等学校を含めて再開が徐々に、段階を踏んで通常どおりに戻ってきておりますが、やはり電車の中も少しずつ混んできているというようなことを伺っております。

また、少し遠方から離れた御宿町職員が、電車通勤をしている職員も何名かおりますが、やはり電車の中の混み具合の状況を見ますと、このところ段階的に解除の方向性が進むにあたって、日増しに人の数が増えてきているというふうに伺っております。

今現在の周辺地域、御宿を含めて夷隅地域等については、感染の状況はうかがえておりませんが、これから先、移動が頻繁に増えてくる時期を見据えますと、やはり油断することはできなくて、経済活動との両立という部分では非常に難しい面もございませますが、海水浴場を閉めたからといって、当然不用になる費用もあるのと同時に、閉めたからこそ、また何らかの対応をしなければいけない経費というものも併せて出てまいります。そうしたことについてはまだまだ油断ができない状況ですので、町といたしましても、会議の開催等については、3密を避けるとか、換気をよくするとかですね、依然としてまだまだ窓口対応についてもビニールシート等で飛沫の防止というところに取り組んでいるところでございます。

今後しばらくは、こうしたところに慎重になりながら、様子を見てまいりたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第21、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

紹介議員、立野暁広君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(5番 立野暁広君 登壇)

○5番(立野暁広君) 5番、立野です。議長より指示がございましたので、説明いたします。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、秋田秀博。

紹介議員、立野暁広。

御宿町議会議長、文井茂夫様。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責

務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出ています。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望いたします。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（土井茂夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、立野暁広君、賛成者、北村昭彦君、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（土井茂夫君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） なしと認めます。

立野暁広君、登壇の上、説明願います。

（5番 立野暁広君 登壇）

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第1号、令和2年6月17日、御宿町議会議長、文井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、立野暁広。賛成者、御宿町議会議員、北村昭彦。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりです。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第22、請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、立野暁広君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（5番 立野暁広君 登壇）

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、秋田秀博。

紹介議員、立野暁広。

御宿町議会議長、文井茂夫様。

請願理由。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしなが

ら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2021年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1、災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を充分にはかること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、既存校舎の改築や更衣室等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。
- 8、感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。

以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（土井茂夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、立野暁広君、賛成者、北村昭彦君、発議第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（土井茂夫君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） なしと認めます。

立野暁広君、登壇の上、説明願います。

（5番 立野暁広君 登壇）

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第2号、令和2年6月17日、御宿町議会議長、文井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、立野暁広。賛成者、御宿町議会議員、北村昭彦。

国における2021年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。
なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。
よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。
よって、発議第2号を直ちに採決いたします。
発議第2号に賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。
よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上で本定例会の日程は全て終了しました。
ここで、石田町長より挨拶があります。
石田町長。
（町長 石田義土君 登壇）

○町長（石田義廣君） 令和2年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、2件の報告案件と14議案をご審議いただきましたが、いづれもご承認いただきまして、閉会の運びとなりました。ここに厚く御礼を申し上げます。

審議の中でいただきました貴重なご意見を踏まえながら、町政運営に努めてまいります。

議員の皆様方におかれましても、今後とも、よろしくご指導ご協力のほどお願い申し上げますとともに、季節の折柄、健康には十分ご留意されますようお願い申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重ご審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして円滑な運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

以上で令和2年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 3時52分)